

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	・	・	法人名	
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書				
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の「21」)	1	円	区 分	国外所得対応分 ①
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」-別表六(五)の「5」の③-別表十七(三)の「1」) (マイナスの場合は0)	2		その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	24
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3		納付した控除対象外国法人税額	25
繰越欠損金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		交際費等の損金不算入額	26
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	5		貸倒引当金の戻入額	27
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	6			28
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	7			29
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	8			30
計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8) (マイナスの場合は0)	9			31
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	10			32
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (46の①)	11			33
計 (10)+(11) (マイナスの場合は0)	12			34
非課税国外所得の金額 (46の②)+(別表六(二)付表一「26」) (マイナスの場合は0)	13		小 計	35
計 (12)-(13) (マイナスの場合は0)	14		貸倒引当金の繰入額	36
調整国外所得金額 (9)×90%	15			37
調整国外所得金額 (14)と(15)のうち少ない金額	16			38
法人税の控除限度額 (2)× $\frac{(16)}{(9)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	17			39
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(17)のうち少ない金額	18			40
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「31」の②)	19			41
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「35」の②)	20			42
計 (18)+(19)+(20)又は当初申告税額控除額	21			43
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6」の計)	22			44
当期に控除できる金額 (21)+(22)	23		小 計	45
			計 (24)+(35)-(45)	46

別表六(二) 令八・四・一以後終了事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書				
当期の控除対象外国法人税額 (1)	47	円	地方法人税控除限度額 (51)× $\frac{(16)}{(9)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)	52
法人税の控除限度額 (17)	48		地方法第12条第1項により控除できる金額 (49)と(52)のうち少ない金額	53
差引控除対象外国法人税額 (47)-(48)	49		(53)又は当初申告税額控除額	54
課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)+(別表六(六)「9」の②+「9」の④)	50	000	地方法第12条第8項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「13」の計)	55
地方法人税額の計算 (50)×10.3%-((別表六(五)の「5」の③)+(別表十七(三)の「1」)-(別表一「2」-「3」))と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	51		外国税額の控除額 (54)+(55)	56

III 防衛特別法人税に係る外国税額の控除に関する明細書				
当期の控除対象外国法人税額 (1)	57	円	防衛特別法人税控除限度額 (61)× $\frac{(16)}{(9)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「51」)	62
法人税の控除限度額及び地方法人税控除限度額の合計額 (17)+(52)	58		防衛特別法人税控除限度額	63
差引控除対象外国法人税額 (57)-(58)	59		防衛特別法人税控除限度額 (63)又は当初申告税額控除額	64
課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」-「47」)+(別表六(六)「9」の②+「9」の④)又は((別表一「2」-「3」)+(別表六(六)「9」の②+「9」の④))× $\frac{(16)}{(9)}$ (別表一「67」-別表一「45」)	60	000	防衛特別法人税控除限度額 (64)+(65)	65
防衛特別法人税額の計算 (60)×4%-((別表六(五)の「5」の③)+(別表十七(三)の「1」)-(別表一「2」-「3」)-(50)×10.3%)と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	61		外国税額の控除額 (64)+(65)	66